令和6年4月1日より部署名が変更されました。

（特定建設作業実施届出時）石綿事前調査結果報告に関するチェックシート

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名称 |  |
| 現場住所 | 　　 区 |
| 届出者名 |  |
| 現場責任者 |  | 連絡先（携帯） |  |

１　当該工事は、解体・改修を伴う工事か。　　□はい　□いいえ（以下の項目の記載不要）

　　２　事前調査結果を報告しましたか。

□報告済　→ □システム（申請番号：　　　　　　　又は申請年月日　　年　　月　　日）

****□書面

**※分析した場合は、分析結果の写しの提出をお願いします。**

**以下の項目の記載は不要です。**

□報告対象外　□(解体)延べ床面積80m2未満
□(改修)請負代金100万円未満　□報告対象外工作物

事前調査結果報告については

こちらをご覧ください

　※石綿に係る事前調査は必要です。

□未報告（これから報告）　　　**事前調査結果報告をしてください。**

**※本チェックシートは事前調査結果報告書ではありません**

**以下の項目の記載をお願いします。**

　　３　解体・改修を行う建築物等の構造　□木造　□RC造　□S造(軽量鉄骨含む)　□その他（　　　　）

　　４　解体・改修を行う建築物等の建築年月　　　年　　月着工　又は　築　　　年

　　５　解体・改修を行う建築物等の階数　　　階建て、延べ面積　　　　　　㎡

　　６　大気汚染防止法第18条の15に基づく事前調査(石綿の使用状況調査)を行ったか。

　　　　※**事前調査は原則、設計図書による調査と目視による調査が必要です。**

**また、必要に応じて分析調査等を実施**してください。

　　　　□はい　　　　　　→７へ

□これから行う。　→解体・改修工事を行う前に必ず事前調査を行ってください。

７　石綿に係る事前調査（「石綿有」とは石綿0.1重量％を超えて含有する建築材料）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築材料の種類 | レベル | 建材無 | 建材有 | 石綿有・みなしの場合 |
| 石綿有 | みなし | 石綿無 | 分析中 |
| 設計図書かつ目視 | 分 析 | その他 |
| 吹付材 | １ | □ | □ | □ | □ | □**※** | □ | □**※** | 作業開始日の14日前までに特定粉じん排出等作業実施の届出が必要です。□届出済み　　□届出予定 |
| 保温材、断熱材、耐火被覆材 | ２ | □ | □ | □ | □ | □**※** | □ | □**※** |
| 仕上げ塗材 | ３ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | 石綿除去作業の開始日：　　　月　　日 |
| けい酸カルシウム板第1種 | ３ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ |
| その他成形板等 | ３ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ |

**※　分析結果の写し（当該建材の石綿の有無がわかる部分のみ）の提出をお願いします。（結果が判明次第）**

●事前調査の方法について

原則、設計図書等による書面調査と目視による調査の両方が必要です。

石綿の使用の有無が明らかにならなかったときは、さらに分析調査やその他の方法（建築材料製造者による証明、建築材料の製造年月日等）で確認を行うか、石綿有とみなして作業を行う必要があります。

●調査結果について

　発注者に対して、調査結果を書面で説明することが必要です。

また、事前調査結果の記録の写しを解体等工事の現場に備え置くとともに、A3の用紙以上の大きさで公衆に見やすい場所に掲示することが必要です。

●除去作業について

・石綿含有仕上塗材

薬液等により湿潤化することが必要です。ただし電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去するときは、湿潤化に加え、除去部分の周辺を養生※することも必要です。

・石綿含有けい酸カルシウム板第1種

切断や破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すことが必要です。技術上著しく困難な場合は薬液等により湿潤化すること及び作業場所を養生※することが必要です。

・その他成形板（スレート板、セメント板、ビニル床タイル、石膏ボードなど）

切断や破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すことが必要です。技術上著しく困難な場合は薬液等により湿潤化することが必要です。

※作業場の周囲及び上下を通気性のないシートやパネル（プラスチックシートや防音パネル等）

で囲うこと。（セキュリティゾーンの設置や集じん・排気装置の設置による負圧化までは必要

ありません。）

本チェックシートの提出先

・西区公害対策課（担当区：東、北、西、中村、中）

西区役所5階　　　　TEL：052-523-4613　　FAX：052-523-4634

・港区公害対策課（担当区：熱田、中川、港）

港保健センター3階　 TEL：052-651-6493　　FAX：052-651-5144

・南区公害対策課（担当区：瑞穂、南、緑、天白）

 　南区役所2階　　　　TEL：052-823-9422　　FAX：052-823-9425

・名東区公害対策課（担当区：千種、昭和、守山、名東）

名東区役所1階　　　TEL：052-778-3108　　FAX：052-778-3110